

保護者の皆様へ

令和 4 年 4 月
京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

令和 4 年度保育所等利用者負担額（保育料）の 変更について（お知らせ）

令和 4 年度の保育所等利用者負担額（以下「保育料」という。）について、
国における保育に要する費用（以下「給付単価」という。）の告示に伴い、
令和 4 年 2 月にお知らせした金額から以下のとおり減額変更しますので、
お知らせします。

1 保育料の減額変更

第 2 2 階層の保育料について、令和 4 年 2 月にお知らせした保育料表
（案）の金額から減額となります。

(1) 減額の対象となる階層

区分	種別	年齢区分	変更階層※	保育料表
保育認定 (3号)	施設型 (保育園(所)・幼保連携型 及び保育所型認定こども園)	0～2歳児 (第1子)	第22階層	表A
	地域型	0～2歳児 (第1子)	第22階層	表B
	施設型 (幼稚園型認定こども園)	0～2歳児 (第1子)	第22階層	表C

※ 本市における最も高い階層区分は第 2 2 階層

(2) 変更後の保育料表

併せて配布している令和 4 年度の「利用者負担額（保育料）に関する
御案内」の保育料表を御参照ください（下記のホームページにも掲載し
ています）。

<子ども・子育て支援制度における利用者負担額（保育料）について>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000178518.html>



2 保育料について

保育料は、子どもの年齢、階層区分（市民税額により決定）、世帯の状況
及び利用時間等によって決定します。

決定された階層区分については、4月下旬以降にお渡しする利用者負担
額決定通知を御覧ください。